

◆亡くなった兄が生前利用していたネット銀行の口座を確認するため、携帯電話会社の店舗にスマホの画面ロック解除を依頼した。「初期化はできるが、画面ロックの解除はできない」と言われた。これではデジタル遺品の確認ができない。

(60歳代)



始めましょう！ デジタル終活



◆夫が亡くなり携帯電話を解約した。最近夫が契約していたスマホのセキュリティのサブスク契約が残っていることが分かり、事業者にお問い合わせると「すぐに解約するにはIDとパスワードが必要だ。それが分からなければすぐには解約できない」と言われた。(80歳代)



- 1 スマホのパスワードを書いた紙を保管しておく。
- 2 契約中のサービスのID・パスワードを整理しておく。
- 3 エンディングノートを活用する。
- 4 自分が亡くなったあと、スマホのアカウントにアクセスできる人を指名しておく。

消費生活に関する相談は「消費生活センター」へ

加古川市に
お住まいの方

加古川市消費生活センター(加古川市役所内)
平日 9時～16時 ☎079-427-9179

明石市に
お住まいの方

あかし消費生活センター(アスパア明石北館7階)
原則 火～土曜日 9時～16時 ☎078-912-0999

播磨町に
お住まいの方

播磨町消費生活センター(播磨町役場内)
平日 9時～12時 13時～16時 ☎079-435-1999

稲美町に
お住まいの方

稲美町消費生活センター(稲美町役場内)
平日 9時～12時 13時～16時 ☎079-492-9151



○●上記窓口が休みの日 消費者ホットライン 局番なし☎188番(イヤヤ!泣き寝入り!)●○